

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	10-1
許認可等の種類	水産動物の採捕の許可			
根拠法令条例等・条項	長野県漁業調整規則第5条			
許認可等の概要	長野県漁業調整規則第5条に規定する漁法についての採捕の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県漁業調整規則 (水産動物の採捕の許可) 第5条 次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の規定による遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 魚堰漁法 (2) 瀬付漁法 (3) 箱伏漁法(ろうやを用いるものを含む。) (4) やす漁法 (5) 刺網漁法 (6) ごろびき漁法 (7) 四手網漁法(間口3メートル以上の四手網を用いるものに限る。) (8) 漬柴漁法 (9) 釜漁法(網釜を用いるものを含む。) (10) 大型やな漁法(小型やな漁法以外のやな漁法) (11) 小型やな漁法(間口3メートル以下、占有水面積1,653平方メートル以内、工作物のそでは、牛柁を使用しないやな(す落し及び押やなを含む。)を用いる漁法) (12) 石塚漁法 (13) す建漁法 (14) せき四手網漁法 (15) 地びき網漁法 (許可をしない場合) 第18条 知事は、次に掲げる各号の一に該当する場合は、採捕の許可をしない。 (1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くものであるとき。 (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日			
期間の制定根拠	—			